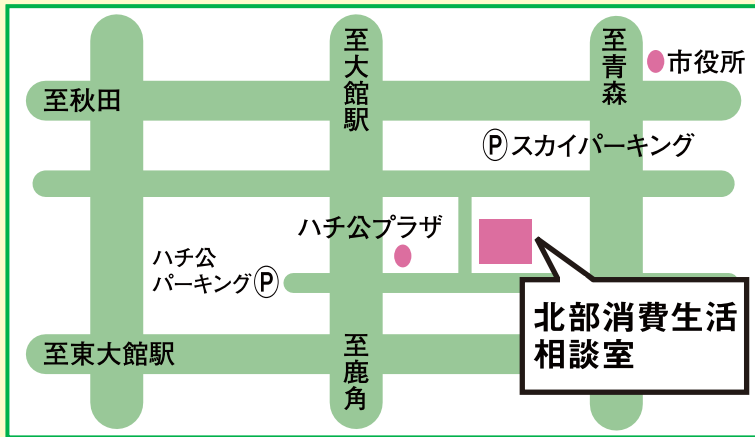


秋田県生活センター北部消費生活相談室

3人の消費生活相談員が相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。お悩みのかたは、まずご相談ください。

字中町5(旧正札竹村ビル1階)



電話番号 ☎ 45-1040

相談時間 月～金曜日 9時～17時
土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み

大館市役所 市民相談室



2人の相談員が相談に応じています。昨年度までは相談員1人でしたが、消費生活に関する相談窓口を充実させるため、4月から消費生活相談員を1人増員しました。

消費生活相談では、消費者の権利が守られるよう、より良い解決方法を考え、助言やあっせん、情報提供など、相談者への支援を行っています。「何かおかしい」と思ったら、迷わず相談してください。

電話番号 ☎ 43-7045

相談時間 月～金曜日 9時～16時
水・土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み

新相談員から一言

4月から、市民相談室で消費生活相談を担当しています、太田部明子です。平成23年10月から6カ月間、秋田県生活センター北部消費生活相談室で消費生活についての研修を受けてきました。

問題の解決に向けて、相談者により良いアドバイスができるように努力してまいります。一人で悩まず、ぜひご相談ください。



おおたべ あきこ
太田部 明子 相談員

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、消費者ホットラインをご利用ください。

(守ろうよ、みんなを)

消費者ホットライン

☎ 0570-064-370